# 「地籍測量の手引」(第8版・令和3年版)の誤りについて

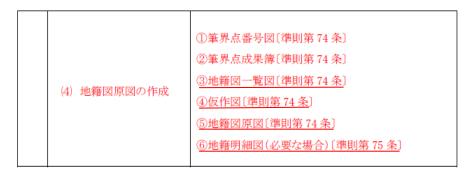
当協会より、令和3年5月27日に発行しました標記について、以下の通り誤りがあることが分かりました。

ご購入いただいた皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

## 誤りがあった箇所

- (1) P.68 表 2-2-3 の運用基準別表第 5 記録及び成果 の 2.(4)の印字に誤記があります。
  - (誤) ③精度管理表
  - (正) 削除

正しいページ表示は、以下となります。



- (2) P.90 「③観測辺数と位置の精度」は以下の通り誤記です。
  - (誤) 九点
  - (正) <u>求点</u>
- (3) P.147 図 3-22-5 の TS 法の計算値の制限の印字に誤記があります。

新点位置の標準偏差の標高の許容範囲

- (誤) 10cm
- (正) <u>20cm</u>
- 正しいページ表示は、以下となります。

制限項目	計算の単位				計 算 値 の 制 限										
	名档	辺長値	加油水	標高	方向角の	座標の	閉合比	標高の閉合差		新点位置の標準偏差		単位重量の	高低角の		
精度区分	月旧	四大區	注於直		閉合差	閉合差	MUN	直接法	間接法	水平位置	標高	標準偏差	標準偏差		
甲一	秒位	mmf立	nm位.	mm位		20 mm + 4 mm √S	1						30"		
甲二	秒位	mmf立	mm位	mm位	_	50 mm + 6 mm √ <i>S</i>	3000 (標準)	150 mm + 15 mm √S					(標準)		
甲三	秒位	mmf立	mm位	mm/s/Z		50 mm + 10 mm √S				10 cm	20 ст	20" (標準)	50"		
ح –	秒位	mmf立	mm位	mm/\day		60 mm + 15 mm √S	1						(標準)		
Z =	秒位	mmf立	mm付土	mm付立	40 秒+ 55 秒√ <del>n</del>	100 mm + 20 mm √S	2000	150 mm + 30 mm √S					70"		
乙三	秒位	mm/st	mm付立	mm/t/		120 mm + 25 mm √ <i>S</i>							(標準)		

### (4) P.167 (最下段) は以下の通り誤記です。

- (誤) しかし、甲一から乙一までは、D 省略以外でも点検計算は必要で、表 3-23-3 の赤囲みの標高の閉合 差が許容範囲内でなければならない。
- (正)しかし、甲一から乙一までは、D省略以外でも点検計算は必要で<u>ある。この場合</u>表 3-23-3 の赤囲みの標高の閉合差<u>を許容範囲の目安としている。</u>

#### (5) P.169 図 3-23-17 の精度管理表 (その3) の印字に誤記があります。

細部図根測量精度管理表 (その3) 高低角の標準偏差の許容範囲 (標準)

(誤) 50"

(正) 70"

正しいページ表示は、以下となります。

				細	部図根	測量料	青度管	理表(	その	3)				
				厳	密	網	平	均	計	算				
単位重量の標準	偏差	7	7. 68 " 🗲	単位重量の標準偏差の許容範囲(標準)									20 ″ ❖	
高低角の標準偏	差	30	). 22 " 🞸	高低角の標準偏差の許容範囲(標準)								70 ″ 🞸		
新 点 の 標 準 偏 差														
水平位置の許容	範囲				0. 1	00 m 🕉	標高の許容範囲							0. 200 m ≠
測点名	水平位置 標高		標高	測点名		水平	位置	標	高		測点名	水平位置	標高	
	(m	1)	(m)	例 总 名			(m)		(m)		側尽石	(m)	(m)	
KK-F1-11-1	0.0	009	0.009	1										

#### (6) P.177 (最上段) は以下の通り誤記です。

- (誤) なお、細部図根点成果簿は、D 省略で<u>精度区分甲一及び甲二以外で</u>標高を求めない場合は、標 高改定に関するコメント(以下略)
- (正)なお、細部図根点成果簿は、D省略で<u>も</u>標高を求めない場合は、標高改定に関するコメント(以下略)

#### (7) P.184~185 (最下段) は以下の通り誤記です。

- (誤) なお、FII-14 (実施者検査)及びFII-15 (認証者検査)の辺長検査も同様に、筆界点成果簿より調査後筆数 2 %以上 (FII-15 は調査後筆数 1 %以上)を抽出し、当該筆において筆界点 1 点を抽出後、この筆界点に関係する辺の全てについて座標計算による距離と TS 等による実測距離との較差が国土調査法施行令 別表第四に規定する公差 ( $\alpha$  の項は除く)の範囲内にあるかどうかを検査する。なお、FII-14及びFII-15はFII-13の点検で抽出した筆は除く。
- (正)なお、 $\underline{FII-24}$  (実施者検査)及び $\underline{FII-25}$  (認証者検査)の辺長検査も同様に、筆界点成果簿より調査後筆数 2%以上( $\underline{FII-25}$  は調査後筆数 1%以上)を抽出し、当該筆において筆界点 1点を抽出後、この筆界点に関係する辺の全てについて座標計算による距離と  $\mathbf{TS}$  等による実測距離との較差が国土調査法施行令別表第四に規定する公差 ( $\alpha$ の項は除く)の範囲内にあるかどうかを検査する。なお、 $\mathbf{FII-24}$  及び  $\mathbf{FII-25}$  は  $\mathbf{FII-13}$  の点検で抽出した筆は除く。

以上